

第9節 良好な景観の保全・創造

現況

県では、潤いのある快適な環境の形成を目指して昭和56年に熊本県環境美化条例を制定し、その後、くまもと緑の3倍増計画の策定や屋外広告物条例の大幅な改正を行いました。

さらに、より総合的な景観対策として、昭和62年に熊本県景観条例を制定して、県民、事業者、行政が一体となった景観形成活動を推進するとともに、平成6年度には、熊本県景観整備基本計画を策定し、平成7年度からは「くまもと101景づくり事業」を34市町村で実施するなど、より良い景観の創造に努めてきました。

このような中、地方公共団体の自主的な景観条例の制定の増加等を踏まえ、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造を目的とした景観法が制定され、平成17年6月から全面施行されました。

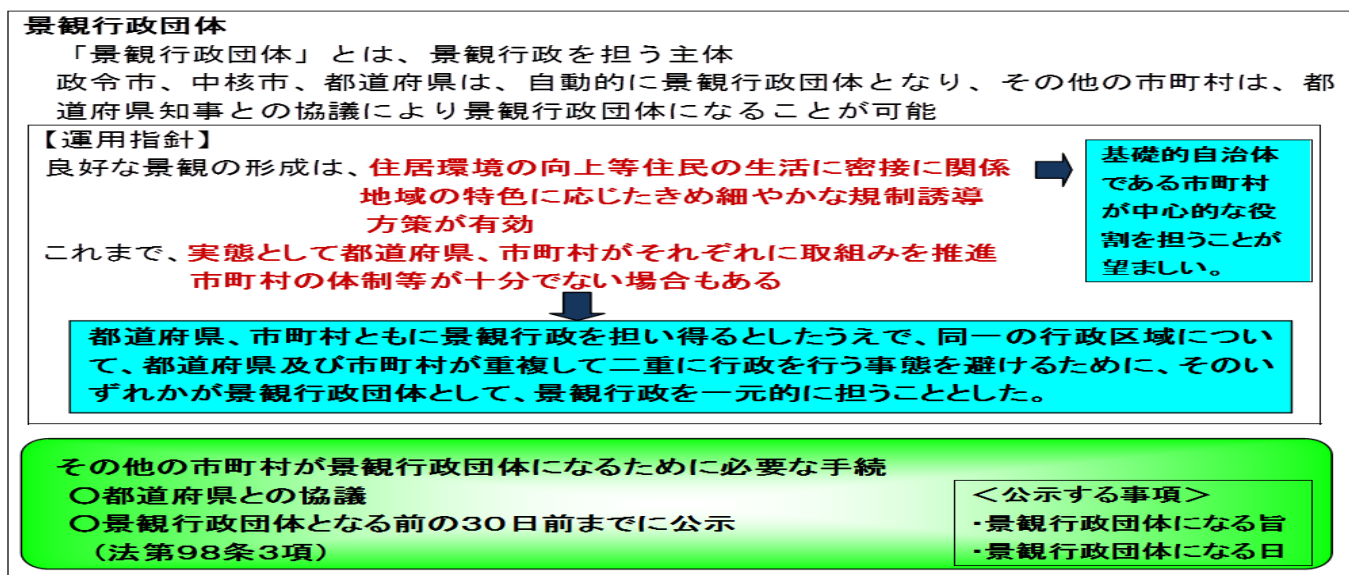
県では、この景観法の施行を受け、法に基づく制度へ移行するため、景観計画及び熊本県景観条例を平成20年4月から施行しました。さらに、良好な景観づくりには長期的な取組が必要であることから、景観づくりの基本目標や施策を盛り込んだ熊本県景観づくり基本計画を平成21年10月に策定し、美しく品格ある景観づくりに取り組んでいます。

課題

良好な景観形成には、県民の理解と協力が不可欠であり、そのため、これまでの普及啓発事業を引き続き行っていく必要があります。

また、景観法の考え方として、良好な景観の形成を進めるうえで、地域の自然、歴史、文化と密接な市町村の役割がますます重要になっており、市町村が景観行政の中心的役割を担うことが望ましいとされていることから、市町村の景観行政団体（下図4-9-1参照）への移行を働きかけ、その取組をより強化していく必要があります。

図4-9-1 景観法の景観行政団体の概念（出典：国土交通省ホームページ）



取組

くまもと景観賞による普及啓発や景観アドバイザー派遣による景観形成の支援、熊本県景観条例に基づく指導を通じた良好な景観への誘導に取り組んでいます。

また、景観行政の推進を図るため市町村に対して、景観法に基づく景観計画を策定し、景観行政団体として各地域の良好な景観形成に努めてもらうよう働きかけを行い、宇城市及び荒尾市が景観行政団体へ移行しました。